

令和7年7月10日農業委員会議事録

1 開会日時及び場所 令和7年7月10日 午後2時32分

市役所 501、502、503会議室

2 閉会日時 令和7年7月10日 午後2時49分

3 委員氏名

(1)出席者

西 孝則	安武 正一	智原 利彦	薄 隆太
水上シゲ子	常岡 寿子	吉村 和真	中野 修一
渡 俊次	船越 寛治	青谷 強	安部 勇児
薄 剛	渋谷 安広	西崎 博文	吉村 博文
松尾 茂樹			

(2)欠席者

松崎 富幸	松田 正吉	魚谷千代子
-------	-------	-------

4 議事に参与した者

事務局長	進 誠剛
係長	村山 隆一
係	長井 啓子
係	笹野 項之輔
係	高原 康裕
係	常岡 仁志

5 会議に付した事項

議案第1号 農地法第3条（委員会）

議案第2号 農地法第5条（知事）

議案第3号 利用権の設定（農地中間管理事業の推進に関する法律）

報告第1号 農地法第5条（届出）

報告第2号 公共事業に伴う農地の一時使用届出書の受理について

午後2時32分開会

○事務局長（XXXXXXXXXX君） では皆様、現地確認のほうお疲れさまでした。

令和7年7月定例農業委員会開会の前に、出席委員の確認をいたします。本日、[] [] から欠席の連絡をいただいております。本日の出席委員数は17名でございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、過半数の要件を満たしておりますことから、本会議が成立していることを御報告いたします。

続きまして、議長の指名でございます。本日の議事進行につきましては、[] よろしく願います。

○議長（[] 君） 皆さん、お疲れさまでした。暑い日が続きますので、体に注意してください。

外国、アメリカでは大洪水になってもう町が沈んでいるところがあるみたいで、日本に至っては磯焼けとかいって、魚が捕れないというような状況も起こっております。生活しにくい状況がずっと続いていますけど、一生懸命生きとかな生きられんような世の中になっておりますので、まあ頑張って生きていきましょう。よろしくお願いします。

それでは審議に入ります。

○議長（[] 君） その前に、議事録署名人の[] と[] のお二人にお願いします。

○議長（[] 君） それでは、議案に入ります。

議案第1号、農地法第3条7―9の説明をお願いします。

○係（[] 君） それでは、議案第1号、農地法3条の許可申請、申請番号7―9について御説明いたします。

議案書の1ページを御覧ください。

今回の申請は、農地法の3条の申請により、売買を行い農地として使用していくという内容でございます。

本件の土地につきましては、令和7年第5回の農業委員会の総会で、あっせんの申出があったものとして報告し、5月27日にあっせん協議会が開催され、売買の協議が整ったことから、今回、農地法第3条の申請が行われております。

譲受人は現在年齢は77歳で、土木業を営んでおられ、古賀市内において農業をされている方です。

農業従事年数は5年と伺っております。農業経営状況としましては、水稻やサツマイモの作付を行っておられます。農機具はトラクター、軽トラックを所有しておられます。

続きまして、位置図の説明をいたします。

議案書の3ページを御覧ください。

交差点、古賀浄水場入口の北東側に位置する斜線部の1筆でございます。

今後の申請地における営農計画としましては、水稻の作付を行っていききたいとのことです。

本件につきましては、地元委員さんの署名・捺印を頂いておることから、事務局で受理いたしております。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（ 君） 事務局の説明が終わりました。御意見等ある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） なければ採決に移ります。

農業委員さんは、挙手をもってお願いします。

〔賛成者挙手10／10名〕

○議長（ 君） 全員賛成。

○議長（ 君） 次、7—10の説明をお願いします。

○係（ 君） それでは続きまして、農地法第3条の許可申請、申請番号7—10について御説明いたします。

議案書の1ページ目に戻っていただければと思います。

今回の申請は、農地法3条の申請により、売買を行い農地として使用していくという内容でございます。

譲受人は現在年齢79歳で、古賀市において御家族で農業をされている方です。

農業従事年数は10年と伺っております。農業経営状況としましては、水稻、タケノコ、山菜、薬草等の栽培を行っておられます。農機具はトラクター、田植機、乾燥機、軽トラックなどを所有しておられます。

続きまして、位置図の説明をいたします。

4ページを御覧ください。

裏池の東北東に位置する斜線部の2筆でございます。

今後の申請地における営農計画としましては、山菜、タケノコ、薬草等の栽培を行っていききたいとのことです。

本件につきましては、地元委員さんの署名・捺印などを頂いておることから、事務局で受理いたしております。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（ 君） 事務局の説明が終わりました。質問・意見等ある方は、挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでしたら採決に移ります。

賛成される農業委員さんは、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手10／10名〕

○議長（ 君） 全員賛成。

○議長（ 君） それでは、7—11の説明をお願いします。

○係（ 君） 続きまして、農地法第3条の許可申請、申請番号7—11について御説明いたします。

また議案書の1ページをお願いいたします。

今回の申請は、農地法3条の申請により、売買を行い農地として使用していくという内容でございます。

譲受人は現在年齢59歳で、古賀市において御家族で農業されている方です。

農業従事年数は5年と伺っております。農業経営状況としましては、露地野菜の栽培を行っておられます。農機具は、耕運機、草刈機、防除機、軽トラック等を所有しておられます。

続きまして、位置図の説明でございます。

議案書の5ページを御覧ください。

矢落池の東側に位置する斜線部の7筆でございます。

今後の申請地における営農計画としましては、露地野菜、果樹の作付を行っていききたいとのことです。

本件につきましては、地元委員さんの署名・捺印を頂いておることから、事務局で受理いたしております。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（ 君） 質問・意見等ある方は、挙手をお願いします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでしたら採決に移ります。

賛成される農業委員さんは、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手10／10名〕

○議長（ 君） 全員賛成。

○議長（ 君） それでは、7—12の説明をお願いします。

○係（ 君） 続きまして、また農地法第3条の許可申請、申請番号7—12について御

説明いたします。

議案書の2ページを御覧ください。

今回の申請は、農地法3条の申請により、貸借を行い農地として使用していくという内容でございます。

譲受人は社会福祉法人で、隣接地において就労継続支援事業所を開設予定の方です。

本格的な農業従事年数はないと伺っております。農機具は所有しておらず、今後必要なものを購入予定とのことです。

続きまして、位置図の説明をいたします。

議案書の6ページを御覧ください。

古賀橋の南東に位置する斜線部の2筆でございます。

今後の申請地における営農計画としましては、露地野菜の栽培を行っていききたいとのことです。

本件につきましては、地元委員さんの署名・捺印を頂いておることから、事務局で受理いたしております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（ 君） 事務局の説明が終わりました。質問等あります方は、挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでしたら採決に移ります。

賛成される農業委員さんは、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手10／10名〕

○議長（ 君） 全員賛成。

○議長（ 君） それでは、7—13の説明をお願いします。

○係（ 君） 続きまして、農地法第3条の許可申請、申請番号7—13について御説明いたします。

議案書の2ページを御覧ください。

今回の申請は、農地法3条の申請により、贈与を行い農地として使用していくという内容でございます。

譲受人は現在年齢43歳で、古賀市において御家族で農業をされている方です。

農業従事年数は16年と伺っております。農業経営状況としましては、水稻、露地野菜、柑橘の栽培を行っておられます。農機具は、トラクター、管理機、トラック等を所有しておられます。

続きまして、位置図の説明をいたします。

議案書の7ページを御覧ください。

上砥石ケ浦の東側に位置する斜線部の1筆でございます。

今後の申請地における営農計画としましては、柑橘の栽培を行っていききたいとのことです。

本件につきましては、地元委員さんの署名・捺印を頂いておることから、事務局で受理いたしております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（[REDACTED]君） 事務局説明終わりました。質問等ある方は、挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（[REDACTED]君） ないようでしたら採決に移ります。

賛成される農業委員さんは、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手10/10名〕

○議長（[REDACTED]君） 全員賛成。

○議長（[REDACTED]君） それでは、議案第2号、農地法第5条の7—4の説明をお願いします。

○係（[REDACTED]君） それでは、議案第2号、農地法第5条の許可申請、申請番号7—4について御説明いたします。

8ページを御覧ください。

今回の申請は、申請人が農地法第5条の申請により、売買を行い自己用住宅・ガレージを建築するものでございます。

申請人・申請地等につきましては記載のとおりです。

位置図の説明をいたします。

9ページを御覧ください。

申請地は、熊鶴橋の北西側に位置する斜線部の2筆でございます。

農地区分でございますが、本申請地は農地の広がり10ha未満の第2種農地と判断いたしております。また、建築規制が緩和された筈内地区の区域指定の中にも位置しております。

次に計画図等でございますが、10ページに現況図、11ページに計画平面図、12ページに切盛の縦横断面図を添付いたしております。

11ページ、御覧ください。

計画では、申請地内に自己用住宅とガレージを添付のとおり配置する計画となっております。

雨水排水につきましては、敷地内で集水したものを申請地北西側の既設の道路側溝へ接続排水する計画でございます。

汚水排水につきましては、申請地北西側に延伸されてくる農業集落排水へ接続排水する計画となっております。

次に切土、盛土でございます。

12ページを御覧ください。

申請地内において切土はございません。盛土は最大でも20センチ程度の計画となっております。

隣地境界は、西側と南側の一部、約半分ぐらいにコンクリートブロックを新設して土留めと土砂等の流出防止を行うということでございます。

最後に地元水利承諾についてでございます。地元から、令和7年6月11日付で条件付での承諾書の提出がっております。条件としましては、洗車時の洗剤、油分の流出に注意すること、協力金への協力、この2点でございます。併せまして、区域委員の署名・捺印を頂いておることから、事務局で受理いたしております。

地元委員さんから補足等ありましたら、よろしくお願いいたします。

○委員（[REDACTED]君） 筵内地区です。6月11日に開発委員会が行われました。今説明にもありましたように、要望点として油水等の流出に注意をしていただきたいということです。あとは問題ないということで承認をしております。

以上です。

○議長（[REDACTED]君） 説明終わりました。意見等ありましたら、挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（[REDACTED]君） ないようでしたら採決に移ります。

賛成される農業委員さんは、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手10／10名〕

○議長（[REDACTED]君） 全員賛成。

○議長（[REDACTED]君） それでは、議案第3号、利用権の設定ということで。

○係（[REDACTED]君） 議案第3号の説明の前に、[REDACTED]が関係者となりますことから、退席をお願いしたいと思います。

○議長（[REDACTED]君） お願いします。

〔[REDACTED]会長 退席〕

○議長（[REDACTED]君） 代理で議長をします。

議案第3号、利用権の設定について、事務局説明よろしくお願いいたします。

○係（[REDACTED]君） それでは、議案第3号、利用権の設定について説明いたします。

13ページを御覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11号により、農業委員会は、農用地の利用

の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認めるときは、農用地利用集積等促進計画を定めるべくことを農地中間管理機構に対して要請することができるとなっておりますことから、今回、議案を提案いたしました。

今回、新規で1件の申出がっております。

申請番号7ー8、谷山にございます1筆で、面積1,561m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和7年10月16日から、令和17年6月15日までの裏作の貸し借りとなっております。

議案の説明は以上となります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（ 君） 事務局説明終わりました。何か質問される方は、挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） 質問等ないようなので、議案第3号採決に移りたいと思います。

賛成される農業委員の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手9／9名〕

○議長（ 君） ありがとうございます。全員賛成です。

午後2時49分閉会
